くしろ家畜衛生

第９３号　（平成２８年１月号）

北海道釧路家畜保健衛生所
〒０８４－０９１７
釧路市大楽毛１２７番地の１
電　話　０１５４－５７－８７７５
ＦＡＸ　０１５４－５７－６１２５

♪ホームページアドレス♪　http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm

死亡牛のＢＳＥ検査
月齢間違いによる検査未受検事故を防ぐために

死亡獣畜処理指示書、死亡牛処理整理票への生年月日の記載ミス等により、48か月齢以上の死亡牛がＢＳＥ検査を受検せずに化成処理施設へ搬入されてしまった事例が、釧路・根室管内で数件発生しています。

対象月齢が48か月齢に引き上げられ、牛の見た目では検査対象月齢か否かはわからなくなりました。

飼養牛が死亡した場合は、耳標番号と、死亡獣畜処理指示書、死亡牛処理整理票に記載された個体識別番号や生年月日に相違がないか、血統登録書や「牛の個体識別情報検索サービス」で確認してから搬出してください。

検案した獣医師の方は死亡獣畜処理指示書作成時に、
運搬業者、処理業者の方は受付時に、
個体識別番号、生年月日、月齢の再確認をお願いします。

その牛に関わった全ての人が確認することで事故は防止できます。

飼養牛の出生・異動・死亡があった場合は、速やかに家畜改良センターへ届出をし、個体識別情報の更新をしてください。

ＢＳＥ検査受検牛が（システム上）まだ生きている！という事例が多数見受けられます。

定期報告の提出準備を行いましょう

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は**毎年2月1日時点**の家畜の頭羽数と飼養衛生管理状況について**都道府県知事に報告**することが**義務付け**られています。

提出の督促に応じないなど悪質と認められた場合は**家畜伝染病予防法違反**と見なされ、**10万円以下の過料に処される可能性**もあります。

また、北海道家畜畜産物衛生指導協会が実施するヨーネ病自主検査等の補助事業は、定期報告の提出が条件となっています。

《報告内容》

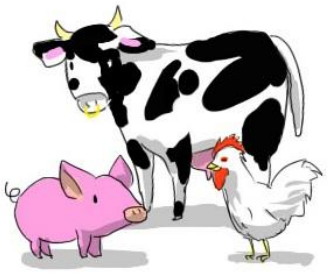

①飼養している家畜の種類、頭羽数

②畜舎、ふ卵舎の数

③飼養衛生管理基準の遵守状況

④飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

⑤農場平面図の準備　など

※ただし、牛、水牛、馬は１頭、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししは６頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥は100羽未満、だちょうは10羽未満の場合、①（家畜の種類と飼養頭羽数）のみの報告でよい。

《報告期日》

家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）→ 毎年4月15日

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）→ 毎年6月15日

《提出先》各市町村　自衛防疫組織（市町村役場　畜産担当）

書き方（例：釧路次郎丸さんの場合）

1枚目

別紙1

定 期 報 告 書（平成28年）

平成 28 年 4 月 1 日

北海道知事　　殿

住 所　釧路市大楽毛127番地1

氏 名　釧路　次郎丸　（釧路印）

電話番号　0154 － 57 － 8775

※法人の場合には、その名称及び代表者の氏名

家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定により、以下のとおり報告します。

1．基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	同上			
家畜の所有者の住所	郵便番号 － 同上			
管理者の氏名又は名称	同上			
管理者の住所	郵便番号 － 同上			
農場の名称	同上			
農場の所在地	郵便番号 － 同上			
乳用牛（搾乳牛）	成牛（24ヵ月齢以上） 85 頭	育成牛（4～23ヵ月齢） 21 頭	子牛（10日齢～3ヵ月） 4 頭	
肉用牛（肉専用種の肥育牛）※乳用種の雄、交雑種を除く	肥育後期の牛（24ヵ月齢以上） 頭	肥育前期の牛（9～23ヵ月齢） 頭	育成牛（4～8ヵ月齢） 頭	子牛（3ヵ月齢以下） 頭
肉用牛（ホル雄、Ｆ１）	肥育後期の牛（17ヵ月齢以上） 頭	肥育前期の牛（7～16ヵ月齢） 頭	育成牛（4～6ヵ月齢） 頭	子牛（3ヵ月齢以下） 頭
肉用繁殖牛（肉専用種）	成牛（24ヵ月齢以上） 14 頭	育成牛（4～23ヵ月齢） 頭	子牛（3ヵ月齢以下） 3 頭	

飼養者の住所・氏名・電話番号を記入し押印。

上記飼養者と同様なら「同上」と記入しても差し支えありません。

飼養している家畜の頭数を記入。
肉用牛は、
肉専用種の肥育牛、
ホル雄・F1などの肥育牛、
肉用繁殖牛を個別に記入。

2枚目

豚	肥育豚（子豚を除く）	繁殖豚 成豚（12ヵ月齢以上）	繁殖豚 育成豚（3～11ヵ月齢）	子豚（2ヵ月齢以下）
	頭	頭	頭	頭

馬	重種馬	軽種馬	その他
	1 頭	頭	頭

鶏	採卵鶏 成鶏（150日齢以上）	採卵鶏 育成鶏（149日齢以下）	肉用鶏
	24 羽	羽	羽

その他	めん羊口	山羊口	その他（　）	その他（　）
	頭	2 頭	頭（羽）	頭（羽）

畜舎等の数	畜舎	3	ふ卵舎	

2．飼養衛生管理基準の遵守状況

（1）牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

	レ欄
1．家畜防疫に関する最新情報の把握	
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
2．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
② 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
③ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
④ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	□
3．野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	□

（2）豚及びいのししの場合

	レ欄
1．家畜防疫に関する最新情報の把握	
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
2．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする	
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を	
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して 海外からの入国歴（渡航歴）を確認し	
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は ものを衛生管理区域に持ち込む場合	
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び て、持ち込ませないようにしている。	
⑥ 家畜に給与する食品残渣資源を原 ている。	

（3）鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

	レ欄
1．家畜防疫に関する最新情報の把握	
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
2．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、専用している。	□
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	□

飼養衛生管理基準の遵守状況をチェック。
チェックシートは
「牛・めん羊など用」、
「豚・いのしし用」、
「家きん用」、
「馬用」があります。

～～～　以下からは、前年度以前に提出済で提出後変更が無い方は提出不要です　～～～

○ ア、イいずれか該当する方の□にレを入れて下さい。　別紙2

□ ア．前年までに農場の平面図を提出したことがあり、かつ平面図に変更がない。 ⇒ 平面図の添付は不要です。

☑ イ．今までに農場の平面図を提出したことがない、または平面図に変更がある。 ⇒ 平面図を添付してください。

定期報告書に添付する書類

1 農場の平面図

農場の名称　釧路　次郎丸

農場の所在地　釧路市大楽毛127番地1

見取図は手書きの他、インターネット地図の航空写真を添付してもらっても差し支えありません。
各畜舎名、埋却予定地が判るように追記して下さい。

5 埋却の用に供する土地の確保の状況（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する□にレの記入及び必要事項の記入

☑埋却地を確保　□焼却・化製処理を検討（6に進む）　□確保していない（7に進む）

（①に進む）

① 埋却用地の所在地　釧路市大楽毛127番地1

② 埋却用地の面積　1,000 ㎡

③ 農場から埋却地までの距離　＿＿＿

④ 埋却用地の利用状況　□放牧地　☑採草地　□畑　□その他（　）

⑤ 埋却地の所有者　☑本人（⑥に進む）　□本人以外（⑥に進む）

⑥ 土地所有者氏名又は名称　＿＿＿

⑦ 土地利用に関する契約　□有（契約内容：　）　□無

⑧ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無　☑有　□無　□その他（　）

⑨ ⑧の説明に対する当該関係者の承諾の有無　☑有　□無　□その他（　）

⑩ その他埋却の的確かつ迅速な実施のための参考となるべき事項（　）

6 焼却又は化製のための準備措置（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する□にレの記入及び必要事項の記入

① 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

・名称　＿＿＿

・所在地　＿＿＿

② 農場から焼却施設又は化製場までの距離　＿＿＿

③ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明の有無

□有　□無　□その他（　）

④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無　□有　□無　□その他（　）

7 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する□にレの記入及び必要事項の記入

□土地を探している　□購入手続き中　□市役所又は役場等に相談

□地権者と交渉中　□その他（　）

添付書類の中で埋却地の確保状況は平面図とともに最も重要な記載事項となります。可能な限り正確に記入して下さい。
なお、馬のみの飼養者については記入不要です。

サルモネラの発生にご注意を！

《管内サルモネラ発生状況》

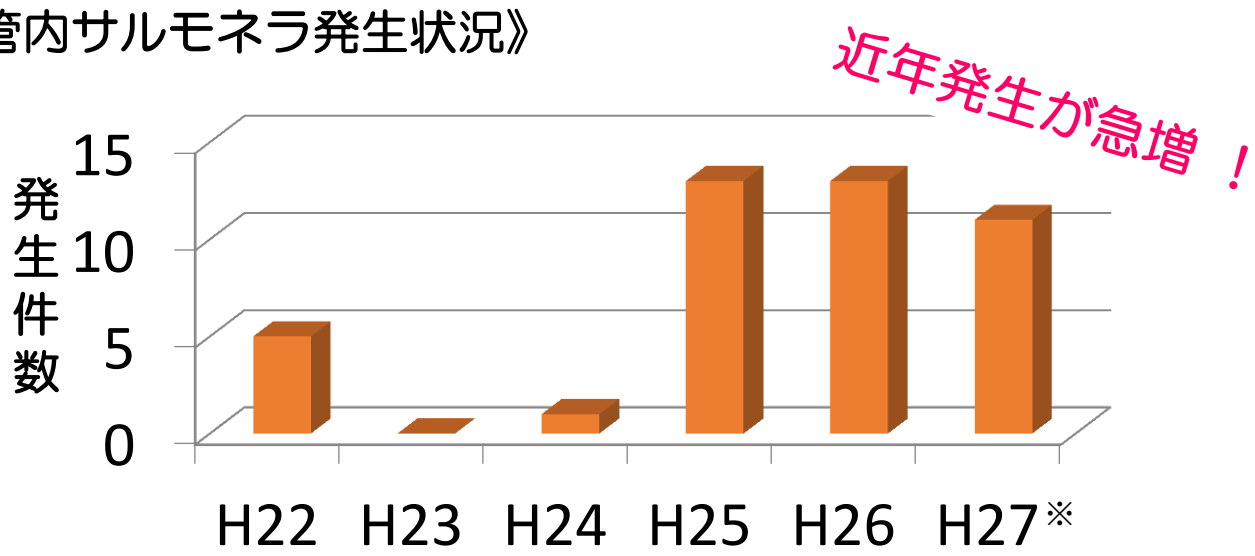

※平成27年度は12月22日時点

《サルモネラ最新情報》

近年釧路管内で発生したサルモネラ症のほとんどは、血清型 O4：i：－ でした。

そこで平成26年度までに発生したサルモネラ O4：i：－ の性状を調査したところ、 過去に流行したタイプとは異なるタイプのサルモネラが、管内全域にまん延していることが分かりました。（つまり新たなサルモネラが釧路管内に侵入しているということです！）

このサルモネラ O4：i：－ は、サルモネラティフィムリウム（ネズミチフス菌）が変異したものとされており、 症状も似ています。

自分の町、農場を守るためにも、日々の衛生管理を徹底しましょう！

サルモネラ侵入防止のために衛生管理の強化を！

- ○ 牛舎への踏込み消毒槽の設置
- ○ 農場の出入り口の石灰散布
- ○ 飼槽・水槽の清掃・消毒
- ○ 野生動物侵入防止のためのネット設置

サルモネラは食中毒の原因菌のひとつでもあります。
食卓の安全は農場から！

繁殖馬の流産に注意しましょう！

厳寒期に入り、馬鼻肺炎や馬パラチフスなど感染症による流産が流行する季節となりました。効果的予防のため以下の点に注意して**飼養衛生管理を徹底しましょう!!**

- ●妊娠馬は他の同居馬と隔離して飼養（別厩舎/放牧の徹底）
- ●厩舎の清掃・消毒を徹底
  （踏込み消毒槽・消毒用手洗い器・専用の清潔な作業着など）
- ●馬鼻肺炎ワクチンの接種によるまん延防止
- ●寒さ対策など馬にストレスを与えない飼養管理

子馬もお母さんも大切に！

「もし流産や虚弱馬を出生したら！」

★馬鼻肺炎では、流産の他に生後１～３日で死亡する虚弱馬を出生する場合もあります。流産や虚弱馬を出生したら、すぐに母馬や流産（分娩）場所を消毒し、母馬を隔離してから、獣医師の診察を受けましょう。また流産胎子や後産等は、野生動物による食害や感染拡大防止のため、速やかに回収し適切に処理しましょう！

世界三大夕日
　その昔世界中の海を渡ってきた船乗り達が、釧路の海に沈む夕日の美しさを讃えそう呼んだとのこと。あとの２つはバリ島とマニラだそうです。
　でも、西に向かって運転するときは、その美しさが眩しすぎてつらい。。。

シラルトル湖の向こうに沈む夕日も優しく美しい

年の始めの抗生物質残留事故にご注意！

１月の生乳の抗生物質残留事故が増えています

釧路管内では、過去４年間連続で１月に生乳の抗生物質残留事故が発生しています。年始めは行事等も多く、何かと気忙しい季節ですが、搾乳手順を確認し、生乳の残留事故を防ぎましょう。

「生乳は牛乳（食品）になる」ということをお忘れなく！

１月の生乳の抗生物質残留事故発生状況（H24～27年）

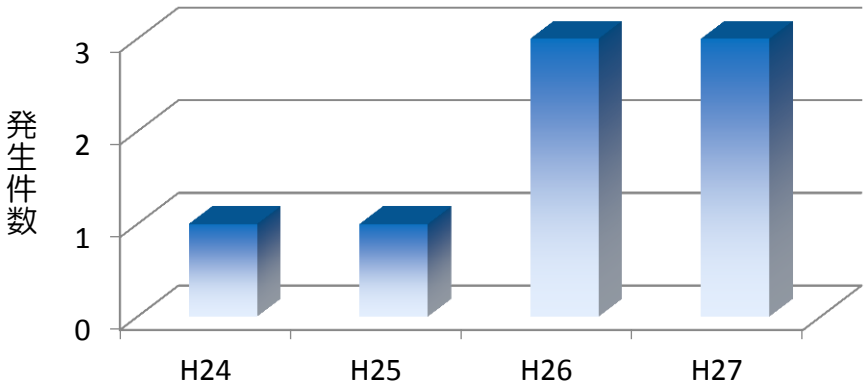

生乳の抗生物質残留事故発生原因

1　マーキングの見落とし、確認不足、付け忘れ、付け間違い

2　治療牛情報の伝達不足

3　治療薬・乾乳軟膏の誤投与

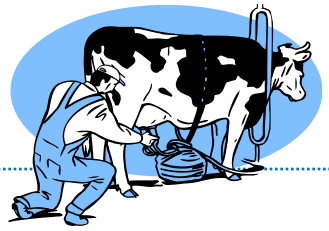

H27年度ヨーネ病自主検査の受付〆切日（H28年1月～3月）

１月	８日	（金）
	22日	（金）
２月	５日	（金）
	19日	（金）
	26日	（金）
３月	18日	（金）
	25日	（金）

北海道畜産物衛生指導協会による自主検査申請の締切は、例年2月です。

高病原性鳥インフルエンザ　近隣諸国で流行中！

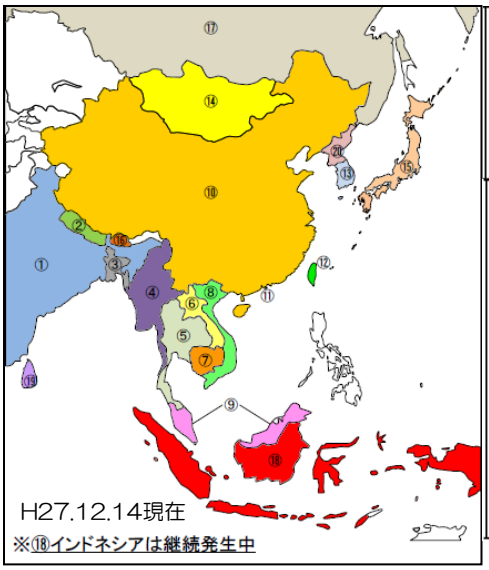

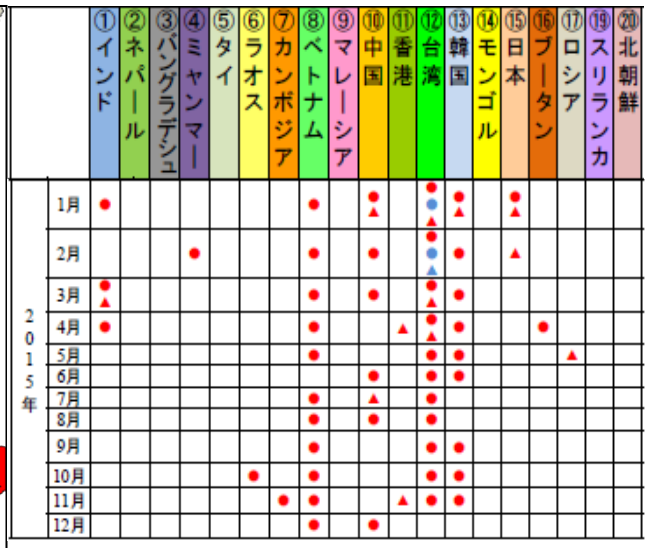

アジアにおける
高病原性及び低病原性
鳥インフルエンザの発生状況

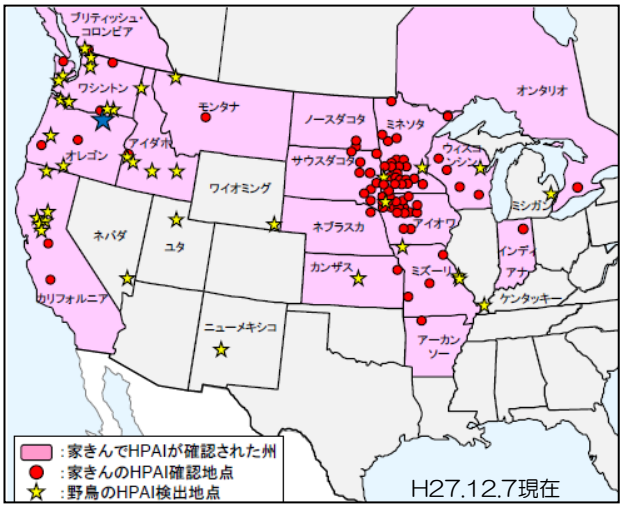

北米における
高病原性鳥インフルエンザの発生状況

高病原性鳥インフルエンザは、韓国・台湾で継続的に発生しています。北米では平成27年春に大流行しました。

わが国では昨シーズンは家きんで5例の発生があり、今シーズンは野鳥の糞や死体からウイルスが検出されています。これらのウイルスが野鳥の間で広まり、養鶏場に侵入する可能性があります。

家きんの飼養農場では十分な警戒を！！

口蹄疫ウイルスの侵入に引き続き要注意！！

日本国内への外国人入国者数は年々増加しており、H27年1月から10月の間で約1,631万人に達し、対前年同期比で約48%増加しているといわれています。

これから春節（平成28年２月８日）を迎え、特にアジア地域からの人の動きが活発になります。と同時に我が国への口蹄疫等のウイルスが侵入するリスクは極めて高く、再び国内で口蹄疫が発生してもおかしくない状況にあります。

日本は口蹄疫の清浄国である

という自負を胸に、日々の衛生管理の徹底を！